

大阪公立大学における教育の内部質保証に関する方針

2022年4月1日

教育推進本部会議

1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」の3(3)eに基づき、大阪公立大学(以下、「本学」という。)の各教育課程に関する内部質保証(以下、「教育の内部質保証」という。)に関し、必要な事項を定める。

2 対象

本方針の対象は、学士課程及び大学院課程の各教育課程(学士課程においては、全学共通教育並びに各学科及び学類の教育課程を指す。大学院課程においては、全学共通教育及び各専攻の教育課程のほか、研究指導を含む。)並びに教職課程(以下、「教育プログラム」という。)とする。

3 教学アセスメント

教育の内部質保証を推進するため、各学部、学域、研究科及び国際基幹教育機構(以下、「各学部・研究科等」という。)は、教育活動の実施状況及び学修成果の達成状況に関し、教学アセスメント(教育に関する各種データの収集・分析及び教育プログラムの状況の把握・検証)を実施する。

4 教学アセスメントの実施体制

- (1) 各学部・研究科等は、教学アセスメントに係る実施方針(アセスメント・ポリシー)を定める。
- (2) 各学部・研究科等は、具体的なアセスメントの項目・方法をアセスメントリストにより明示する。
- (3) 各学部・研究科等は、教学アセスメントを実施するための組織を置く。
- (4) 各学部・研究科等は、データ利活用推進室及び高等教育研究開発センターの支援を受けて、教学アセスメントを定期的実施する。

5 教学アセスメントの支援組織

- (1) 高等教育研究開発センターでは、ポートフォリオシステムの運用、学生調査等の実施を通じて、学修成果にかかるデータを継続的に収集・分析する。
- (2) 高等教育研究開発センターが収集するデータ及びその分析結果は、各学部・研究科等の教学アセスメントに活用する。

- (3) 各学部・研究科等が実施する調査等の分析については、当該学部・研究科等の要請に基づき高等教育研究開発センターが支援する。
- (4) 上記のほか、データ利活用推進室は、教学アセスメントに必要な全学の情報を提供する。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、2022年4月1日より施行する。

(大阪府立大学及び大阪市立大学の取扱い)

2 公立大学法人大阪定款（令和4年4月1日施行）附則第2項の規定により存続する大阪府立大学及び大阪市立大学における教育の内部質保証については、本方針の定め に準ずる。なお、4（1）及び（2）に定めるアセスメント・ポリシー及びアセスメントリストについては、大阪公立大学において定めるものを大阪府立大学及び大阪市立大学において適用することができる。

附 則

(施行期日)

この方針は、2023年5月17日より施行し、本方針（2022年4月1日施行）附則第2項の規定は、2022年4月1日から適用する。